

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 27 年 12 月 8 日付け平成 27 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 28 年 5 月 20 日

長崎県病院企業団監査委員 葺 本 昭 晴
同 今 村 嘉 昭

27本総第255号
平成28年5月18日

長崎県病院企業団
監査委員 萱本昭晴様
監査委員 今村嘉昭様

長崎県病院企業団
企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年12月8日付け平成27年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

(1) 意見

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想され、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることなど、病院経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化しようとしている。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定、また、平成26年度においては会計基準の見直しの影響もあり、5カ年度連続して経常収支での黒字を確保している。

しかしながら、昨今における著しい患者数の減少に伴う入院・外来収益の減など、病院の経営状況は一段と厳しさを増している。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、今後予定されている新たな公立病院改革プランの策

定に併せて、病病・病診連携、医療・介護連携の強化や健診事業の推進などにより、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、患者数の減少に歯止めをかけるためには、患者受療動向の分析と併せて、地域住民に対する病院経営への関心や理解を深める取り組みを行政と一体となって、より一層推進する必要がある。

② 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 98,669 千円で、前年度末に比し 2,673 千円減少（対前年度比 2.6%減）している。

当企業団の未収金は4カ年度連続して減少しており、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院がある一方で、未収金が増加している病院もあり、その取り組みには、まだ温度差がある。

依然として多額の未収金を抱えていることから、さらなる縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収に力点を置き、回収に有効な訪問徴収などの取組の強化を図りながら、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組み強化を図る必要がある。

③ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成30年3月末までに後発医薬品の数量シェアで60%以上にする目標を平成28年度末までに前倒ししたうえで、平成32年度までに80%以上にする新たな普及目標を示している。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においても、新たな目標実現に向けて、安定供給、品質等に関する信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など、必要な追加的な措置を講じるとしている。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成26年度末で35.0%（品目ベース）となっている。

離島地域においては、安定供給の問題もあると考えるが、国のこうした方針を踏まえ、各病院で「使用促進計画」を作成し、その達成に向けて一層の取り組み強化が必要である。

④ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例が見受けられる。特に離島においては、地域性が顕著であることから、地域内で共通する物品等の契約事務の共同処理を検討するなど、基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要がある。

また、事務的な誤りが多く、なかなか改善されない状況にあるので、適正な契約事務がなされるよう、チェック体制の強化や具体的な処理方法の周知徹底を図ること。

(2) 講じた措置

① 病院経営について

企業団設立以降、病院再編や共同事業等の取組により、経営面では着実な改善を図ってきたところです。

一方、企業団が病院運営を担う離島・へき地については、著しい人口減少や急速な少子・高齢化の進行により患者数の減少傾向が続いており、また、特に離島においては医師、看護師等の医療従事者不足など、病院経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

現在、国は社会保障制度改革において、2025年を見据え、持続可能な地域医療提供体制の構築を進めているところであります。

公立病院につきましても、急速な人口減少や少子高齢化が進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築が求められております。

企業団としても、地域に必要とされる医療を安定的かつ持続的に提供していくため、さらなる経営効率化や病床機能のあり方、病病・病診連携、医療・介護連携など、今後の経営方針となる「新たな公立病院改革プラン」を策定することとしており、基幹病院を中心に、医療環境の変化に適切に対応した地域医療提供体制の構築と経営基盤の確立に取り組んでまいります。

また、地域活動等を通して、病院経営への関心や理解を深める取り組みも積極的に行い、地域住民に信頼され、支えていただけるような病院づくりを進めてまいります。

② 未収金対策について

未収金の縮減については、引き続き新規発生防止に努め、回収に有効な訪問徴収の定期的な実施など、なお一層の早期回収等の取り組みを行ってまいります。

そのうえで、連帯保証人への督促については、取り組みを強化するとともに、最終的な手段として、「支払督促制度」等の法的手続きについても検討してまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

③ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、使用を促しております。

また、「新たな公立病院改革プラン」においても各病院の数値目標を盛り込むなど、国が示した新たな普及目標の達成に向けて、計画的に後発医薬品のさらなる使用促進を図ってまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

④ 契約事務について

医薬品等の共同事業については、引き続き、効果的手法などを検討するとともに、離島においては、基幹病院による契約事務のさらなる共同処理を進め、より経済性が発揮されるよう努めてまいります。

なお、契約事務を含む財務事務全般について、財務事務担当者会議や事務長会議などの機会を通して、適正な事務がなされるよう、チェック体制の強化や具体的な処理方法の周知徹底を図ってまいります。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時：高額療養費限度額制度の説明。 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底。 ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認。 ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底。 ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施。
○回収対策	○現年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○過年度未収金：未納者に対し電話、文書又は訪問による催促。 ○時間外受診（預り金）：未精算の場合、預り金を診療費に充当。
○連帯保証人への督促状況	○納付義務者と音信不通である場合や、督促に対して納入がない場合は、連帯保証人に電話、文書による督促を行う。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力がありながら納入がない等悪質性が判明した場合は検討する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○採用可能性について検討を継続し、可能なものから順次導入していく。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時の対策強化。（無保険者や過去の未納者に対する相談体制の強化。高額療養費限度額申請手続きの促進など。） ○退院時精算のための対策強化。（退院前日に概算額を提示し支払い予定の確認。退院当日領収証等を確認後に退院手続き等。） ○外来については、時間外預り金制度の継続。 ○土曜日会計窓口開設による利便性向上。（土日退院予定患者に対応）
○回収対策	○文書による督促の徹底。 ○昼夜の電話催告の実施、個別訪問の実施。 ○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 ○債権回収嘱託職員の配置。（H24年度から） ○土曜日に会計窓口を開設。
○連帯保証人への督促状況	○本人と接触できない場合や支払約束不履行の場合には連帯保証人に対して文書や電話で督促。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力があり、かつ、悪質な場合があれば検討したい。法的手続きの前段として、内容証明郵便での督促を実施している。
③ 後発医薬品の使用促進について	H27年度は、後発医薬品の目標を購入数量ベース3%増と設定し取り組んだ結果、年度途中の値ではあるがH26年度の84.6%からH27年度は90.5%と5.9%アップし目標を達成した。 なお、内用薬・外用薬については、どの後発医薬品に切り替えるかについて年2回開催の後発医薬品推奨品目検討委員会において引き続き島原薬剤師会と協議を継続していく。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○退院時料金精算確認済みカードの配布。 ○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。
○回収対策	○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。 ○基本的には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。その結果、後発医薬品採用率も増加傾向である。 また、平成27年度も引き続き点滴、注射についての採用数を増やしている状況である。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時の連帯保証人の設定。 ○土日における退院をなくし、前もって支払額を提示し、退院時に精算してもらうようにする。 ○外来等の時間外などは、保険証、住所、電話番号等の確認。
○回収対策	○地域内での訪問に力を入れる。 ○本人、家族との話し合いを持つ。 ○誓約書の作成。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。（話し合いも十分に行っていく。）
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○地域、島内特有での顔見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討したい。
③ 後発医薬品の使用促進について	○院内で協議し、採用率の目標を設定して使用促進に努めていく。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人を取っている。 ○時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認。
○回収対策	○督促状、催告書の発行。 ○地域内では訪問して回収するようにしている。 ○誓約書を作成する。
○連帯保証人への督促状況	○今後は、連帯保証人に対する協力依頼を行っていきたい。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な場合があれば、最終的な手段として検討していきたい。
③ 後発医薬品の使用促進について	○可能なものから順次採用し、使用促進に努める。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外預り金制度の活用。（S56.4.1～） ・一般患者5,000円、交通事故・労災患者10,000円 ○医事システム上で未収金情報を掲示し医事職員間の共有を図っている。 ○POSレジ導入に伴い、未収金をシステムで管理するようにし事務の効率化を図った。
○回収対策	○未収金発生後は、電話による督促。 ○文書による督促を2ヶ月に1回程度、訪問徴収を年2回（盆、正月前）実施。
○連帯保証人への督促状況	○平成26年度実施 18件
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○一部負担金60万円以上は保険者請求。
③ 後発医薬品の使用促進について	○DPC参加に向け、平成29年度までに使用量割合70%を目標とする。（平成26年度末、約41%） ○①安定供給 ②品質に関する信頼性の確保 ③情報提供の方策 ④使用促進に係る環境整備 ⑤医療保険制度上の事項 についての国の取り組み等を注視して使用促進に努める。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

医療機関名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらうようにしている。また、預り金制度も導入している。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○連帯保証人への督促状況	○現在は事例なし。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○従来どおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○未納が発生した場合は、当事者と相談し納付可能な範囲において、「延納・分納申請書」を記入させ必ずの納付するように約束させる。
○回収対策	○「延納・分納申請書」を基本として納付させ、納付できない状況となった場合、再度当事者と相談し、少額でも納付可能額を設定し納付させる。それでも納付しない場合は戸別訪問により徴収する。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人への督促までは至っていない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○法的手続きを検討する状況には至っていない。
③ 後発医薬品の使用促進について	○当医療センターは、上五島病院附属診療所であり、使用する薬品は上五島病院と合わせている。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬いづはら病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルを平成23年6月1日に策定し、防止対策を実施。
○回収対策	○電話、文書による督促・催告並びに訪問徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定。
③ 後発医薬品の使用促進について	○平成27年3月末現在の採用医薬品数2,450品目中、後発医薬品の採用数は426品目（採用率38.3%）であり、さらなる使用促進を図りたい。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県中対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○平成12年度から預り金制度を導入している。（時間外、土・日・祝祭日） ・金額：保険証あり 5,000円、保険証なし 10,000円 ○平成22年5月より、クレジットカード決済を導入している。
○回収対策	○2人体制で、月に25件程度、訪問回収をしている。 ・分納相談や戸別訪問を行っている。
○連帯保証人への督促状況	○平成23年度に9件、平成24年度に12件、平成25年度、平成26年度は請求なし。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○電話や訪問による回収に努めている。
③ 後発医薬品の使用促進について	○利用率の目標を定めるなど利用促進に向けて協議している。また対馬病院ではDPCを導入する予定なので、使用率を上げるように検討している。

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いの導入。（主に韓国からの旅行者が利用している。） ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしている。
○回収対策	○電話及び文書での督促・催告通知。 ○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2ヵ月をめどに訪問をおこなうことにしている。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めている。
○連帯保証人への督促状況	○平成23年度は9件督促をおこなった。平成24年度からは連帯保証人への督促を必要とする事例がなく、現在のところ必要とする事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金の件数は少なくまた小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○採用率を上げるため、「医薬ミーティング」でも引き続き議題として取り上げている。また、採用率の目標値を年度毎に設定して使用促進を図っていきたい。（H27.9月末現在採用率：①約16.9%・②約23.5%） ※①の算出方法：後発品／全採用医薬品数 ※②の算出方法：後発品／後発品がある先発品＋後発品のみ

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。事務上の誤りによる期中調整額は皆無であり、努力の成果が表れている。 未収金の回収については、今後とも、新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、委託業者が複数で検算後、引継ぎ文書とともに、現金と領収書控えが総務医事班へ引き継がれている。総務医事班においても検算を行っており、適正に処理されている。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p>	<p>1. 未収金について 新規発生の抑制については、医事スタッフ、病棟スタッフ、未収金担当等、病院全体で連携し、引き続き取り組みます。 また、滞納者に対しては、文書による催告を実施しながら、家庭訪問の実施についても計画し、未収金の回収に努めます。</p> <p>2. 現金管理について 金庫の管理に関しては、予備鍵を作成し院内の施錠された場所で厳重に管理しています。 また、ダイヤル暗証番号の変更に関しては、旧型のため業者による変更も不可能とのことにより、金庫の更新までは現状のままとし、鍵とダイヤルを別々の者が管理することを継続し、適正に金庫の管理を行います。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。未収金の回収については、家庭訪問等を定期的実施され、大変努力されている。 今後とも、未収金の新規発生抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、委託業者が複数人で検算後、医事係へ文書で引き継がれている。医事係も引き継ぎの際、検算しており、適正に処理されている。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>3. 契約関係について 委託契約について、公印の押印漏れ、印紙の貼り漏れ、印紙額の誤りが見られたので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 未収金対策に基づき、引き続き、未収金の発生防止、早期回収に努めます。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについては、引き続き、複数人の検算など適正処理に努めます。 また、金庫の管理については、鍵、ダイヤルの別管理など適正な取扱いに努めます。</p> <p>3. 契約関係について 委託契約については、チェック体制を整え、適正処理に努めます。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。家庭訪問等回収努力によるものである。 今後とも、未収金の新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努力すること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、委託業者が複数で検算後、財務係へ窓口現金の入った金庫と領収書控えが引き継がれ、検算しているとのことだが、引継ぎ文書は確認できなかったため、整備すること。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>3. 財産管理について 固定資産の処分にかかる決裁文書がないので、適正な処理を行うこと。</p> <p>4. 契約関係について 委託契約について、施行伺が作成されていないにも関わらず見積書の徴取を省略し、契約を締結している事例があったので、適正な処理を行うこと。 医療消耗備品の購入について、日付のない見積書や誤った日付の見積書を有効な見積書として取り扱っている事例があったので、適正な処理を行うこと。 また、検査調書の作成について、誤った検査日を記載している調書が散見されたので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、引き続き未収金回収の努力をしていきます。 新規に発生する未収金を極力抑えるために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やかに精算できるように努めます。 また、未収金が発生した場合には、速やかに督促・面談・電話・自宅訪問などを行い、早期回収に努めます。</p> <p>2. 現金管理について 現在、「現金受け渡し確認書」を作成し、財務係担当者と委託業者との間で確認書に押印し、現金の引継ぎを行っています。 また、金庫については、鍵、ダイヤルの別管理など、企業団で作成した「金庫の取扱いについて」に基づき適正に管理を行っています。</p> <p>3. 財産管理について 固定資産の処分についての決裁文書については直ちに整備を行いました。 今後は、財務規程に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <p>4. 契約関係について 契約事務については財務規程、長崎県の「入札・契約事務マニュアル」に基づき、適正な事務処理に努めます。 誤り箇所については訂正しました。今後は、見積書及び検収調書も含め書類のチェック体制の強化に努めます。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較して、やや増加している。 今後とも、未収金の新規発生抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、委託業者が複数で検算後、引継ぎ書を作成し、現金と領収書控えが総務医事係へ引継がれ、総務医事係が検算しているとのことだが、その文書を確認できなかった。引継ぎ文書を整備すること。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>3. 源泉徴収事務について 診療応援医師への報酬にかかる源泉徴収を多く行っているものがあるので、適正な事務処理に努めること。</p> <p>4. たな卸について たな卸資産について、廃棄にかかる決裁文書がないので、適正な処理を行うこと。</p> <p>5. 契約関係について 医療機器、備品について施行伺いがないものや見積がないものが散見されたので、適正な処理を行うこと。 契約書に契約代金の支払時期、履行遅延に対する違約金など、財務規程で定められた条項の記載漏れや契約日が空欄のものなどの不備が散見された。契約書は契約締結前に精査し、必要事項を記載すること。 委託契約について、施行伺いが作成されていないにも関わらず見積書を徴取している事例や、契約伺いが作成されていないにも関わらず契約を締結している事例があったので、適正な処理を行うこと。 一者随意契約について、一者と随意契約する理由が不明確なものや、その根拠となる規定の適用条項を誤って記載しているものがあったので、適正な処理を行うこと。 予定価格調書の作成について、予定価格が100万円を超える随意契約において予定価格調書を作成しないまま業者を決定し、契約を締結しているケースがあったので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 家庭訪問を中心として、本人、家族との対話などの連携を深め、回収に努めます。</p> <p>2. 現金管理について 引継ぎ文書を作成しました。今後とも不備が無いよう適正に処理します。 また、金庫については、鍵の保管やダイヤルとの別管理など、適正な管理を行います。</p> <p>3. 源泉徴収事務について 所得税の源泉徴収に関しては、税額表に基づき適正な事務処理を行います。</p> <p>4. たな卸について 今後は、漏れがないよう決裁文書を作成し、適正な処理を行います。</p> <p>5. 契約関係について 契約関係については、今後、財務規程に定められた条項を徹底して見直し、また、見積、施行伺い、契約伺い、予定価格調書の作成など必要事項を再確認し、適正に処理します。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して微増である。 今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど未収金の回収に努めること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、委託業者が複数で検算後、総務医事係へ現金と領収書控えの引継ぎが行われている。総務医事係でも検算が行われており、適正に処理されている。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>3. 収入事務について 診療報酬の未請求があった。体制を整備し、漏れがないよう適正に処理を行うこと。 また、所得税の源泉徴収漏れを収入調定していないので、適正な処理を行うこと。</p> <p>4. 支出事務について 支出の証拠書類が添付されていないものが散見されたので、添付すること。</p> <p>5. 給与事務について 転居し、住居手当の支給額を改定する場合において、届出日と認定日、支給開始日に整合性がないものがあるので、適正な処理を行うこと。</p> <p>6. 源泉徴収事務について 診療応援医師への報酬にかかる源泉徴収を多く行っているものがあるので、適正な事務処理に努めること。</p> <p>7. 企業債台帳について 平成26年度借入分の一覧表はあるが、個々の起債について台帳が整備されていないので、台帳を整備すること。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新規発生の防止に努めます。</p> <p>2. 現金管理について 金庫を更新し、鍵及び暗証番号も変更しました。今後とも、現金の取扱いについて、適正な処理に努めます。</p> <p>3. 収入事務について 医事係を委託し、調定時の煩雑時には応援人員を増員するなど、適正に処理できるように体制を強化いたしました。 所得税の源泉徴収漏れの収入調定については、適正に処理しました。</p> <p>4. 支出事務について 財務規程等に基づき、適正な処理に努めます。</p> <p>5. 給与事務について 速やかに訂正し、適正に処理しました。</p> <p>6. 源泉徴収事務について 速やかに訂正し、適正に処理しました。</p> <p>7. 企業債台帳について 財務規程に基づき、整備を行いました。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>8. 備品整理簿について 備品整理簿に平成26年度購入分が登録されていないので、適正な処理を行うこと。</p> <p>9. 契約関係について 委託契約において、施行伺が作成されておらず改善されていない。また、一部には契約伺も作成されておらず、見積書と契約書のみが保存されているケースがあった。加えて、見積書がないにも関わらず契約を締結しているケースや、日付のない見積書や誤った日付の見積書を有効な見積書として取り扱っているケースがあった。その他、必要事項が記載されていない契約書や契約日が記載されていない契約書が散見された。適正な処理を行うこと。 また、備品購入について、随意契約とする根拠が記載されていないものが散見されたので、契約根拠を必ず記載すること。</p> <p>10. 固定負債について 退職給付引当金の計上不足額の根拠になる期末要支給額を自己都合ではなく定年で計算していたので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>8. 備品整理簿について 財務規程に基づき、整備を行いました。</p> <p>9. 契約関係について 契約事務については、チェック体制を強化するとともに、財務規程に基づき、適正な処理に努めます。</p> <p>10. 固定負債について 速やかに訂正し、適正に処理しました。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較すると増加しており、増加傾向にある。 未収金の回収には努力されているが、引き続き、新規発生の未収金の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努力すること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、窓口業務担当者が複数で検算し、現金と領収書控えを医事係長へ引き継いだ後、財務係で検算しているが、財務係での検算印が引継ぎ文書に漏れているので、押印すること。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>3. たな卸について 薬品の平成27年3月末の实地棚卸高が帳簿棚卸高より少なく、原因を究明せずにそのまま通常の払出し（薬品費）として経理処理していた。3月の月初帳簿棚卸高を誤って過大に入力していたことが一因とのことであった。 实地棚卸高が帳簿棚卸高より著しく少ないと、薬品の誤投与や不正使用を疑われかねないので、必ず原因を究明してから経理処理すること。 なお、棚卸減耗費が多額の場合は異常減損（特別損失）として処理すること。</p> <p>4. 契約関係について 医療機器購入に係る契約書において、履行遅滞の利率を修正テープで貼付し、その上から正しい利率を記載しているものが散見された。○字削除△字挿入とするか、又は契約書を改めて作成するなど適正な処理を行うこと。 委託契約にかかる検査において、検査調書の未作成が1件あったので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、新規発生の防止や回収に取り組み、未収金の減少に努めます。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、現金と領収書綴りを窓口担当から医事係長、財務係長及び企業出納員へ引継ぐ際、検算欄を設け引継ぎを明確にしました。 また、金庫の管理については、ダイヤル管理者及び鍵の管理者をそれぞれ正副の2名（計4名）設置するなど、適正な管理を行っています。</p> <p>3. たな卸について 实地棚卸高と帳簿棚卸高との差について、原因を調査したうえで経理処理するようにいたします。</p> <p>4. 契約関係について 利率について誤りのある契約書は全て再作成しました。 また、検収調書についても作成しました。 今後は、チェック体制を強化するとともに、適正な事務処理に努めます。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

医療機関名(長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター)

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、窓口担当者が検算し、現金と領収書控えを事務長補佐へ引き継ぎ、事務長補佐が検算しており、適正に処理されている。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>2. 契約関係について 医療機器の購入において、取引業者が限定されることを理由に限度額を超えた随意契約をしているが、複数業者から見積書を徴取の上、最低価格の業者と契約していた。 随意契約の限度額を超え、複数業者から見積書の徴取が可能な場合、入札を実施し購入すること。 なお、有川医療センター単独での入札が困難な場合、基幹病院において実施するなど方法を検討すること。</p>	<p>1. 現金管理について 金庫の鍵は事務長補佐管理、スペアキーは上五島病院院長室で管理としました。金庫を使用する際は複数名立会のもと実施しています。</p> <p>2. 契約関係について 契約限度額以上の場合、入札を実施するようにしました。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

医療機関名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度と同額である。また、新規発生分もない状況である。 未収金は1件のみであり、今後とも、新規発生の抑制につとめ、家庭訪問などにより回収に努めること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、窓口担当者と総務医事系の両方で検算し現金と領収書控えが引き継がれているが、窓口担当者の検算印が無い。引継ぎ文書に窓口担当者の検算印を押印すること。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>3. 勘定付替について 勘定付替通知書への企業出納員の押印漏れが散見されたので、適正な処理を行うこと。</p> <p>4. 契約関係について 医療機器購入の契約書が2部保管されているものや契約書の履行遅滞の利率に誤りがあったので、適正な処理を行うこと。 また、賃貸借に係る契約において、見積書の日付に誤りがあったので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 今後も、引き続き、新規発生の抑制及び家庭訪問等による回収に努めます。</p> <p>2. 現金管理について 現金出納報告書（引継ぎ文書）に窓口担当者の欄を設け改善しました。 また、金庫については、鍵とダイヤルの別管理など、適正な管理を行います。</p> <p>3. 勘定付替について 適正な処理に努めます。</p> <p>4. 契約関係について 契約書を契約業者に送付しました。契約書や見積書の確認を行うなど、今後このような事がないよう適正な処理に努めます。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬いづはら病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると増加しており、増加傾向にある。未収金の回収に努力はされているものの、結果として未収金は増加している状況である。 今後とも、引き続き新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、窓口担当者が複数で検算し、現金と領収書控えを財務係へ引き継いでいるとのことだが、その文書は確認できなかった。引き継ぎ文書を整備すること。 なお、金庫の管理に関しては、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>3. 契約関係について 施行伺が起案されていないにも関わらず、契約を締結しているケースがあったので、適正な処理を行うこと。 一者随意契約について、一者随意契約とする理由が不明確なものがあった。施行伺を起案する際、一者随意契約とする理由を明確に記載すること。 契約書の作成について、履行遅延に対する違約金の規定がないものや、誤った率を規定しているものがあったので、適正な処理を行うこと。 契約の締結について、落札決定の通知をした日から7日以内に契約を締結していないものがあったので、適正な処理を行うこと。 債務負担行為を設定していないにも関わらず、新病院関係の入札を行ったものがあったので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 今後とも、引き続き新規発生の抑制及び計画的な回収に努め、未収金の減少に努力いたします。</p> <p>2. 現金管理について 医事係から財務係への引継文書を整備し、金庫の管理に関しては、鍵とダイヤルの別管理など、適正に管理するよう措置を講じました。</p> <p>3. 契約関係について 今後は、チェック体制を強化するとともに、財務規程等に基づき適正に処理いたします。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県中対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。回収に努力されているが、まだ、新規発生が生じている状況である。 今後とも、引き続き未収金の回収に努力するとともに、新規発生の抑制に努力すること。</p> <p>2. 源泉徴収事務について 源泉所得税の徴収について、徴収漏れ是正後に行った接遇研修において、必要な徴収を行っていなかった。 また、必要な徴収を行っていないにも関わらず、企業団本部に徴収漏れを報告していないケースがあった。 加えて、源泉所得税の徴収漏れにかかる延滞税、加算税は公課費で処理するよう文書で指示していたにも関わらず、特別損失で処理していたので、適正な処理を行うこと。</p> <p>3. 固定資産について 医療機器について、固定資産台帳の帳簿価格より少ない価格で、一者随意契約により売却し、売却損を生じていた。 財務規程に定める手続きを経ていないので、適正な処理を行うこと。</p> <p>4. 契約関係について 契約書の作成について、履行遅延に対する違約金の規定がないものや、誤った率を規定しているものがあったので、適正な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 引き続き未収金の回収に努力するとともに、新規発生の抑制に努力いたします。</p> <p>2. 源泉徴収事務について 今後は、適正な事務処理を行います。</p> <p>3. 固定資産について 今後は、財務規程に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>4. 契約関係について 今後は、チェック体制を強化するとともに、財務規程に基づき、適正な事務処理を行います。</p>

(別紙様式)

平成27年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1. 未収金について 過年度未収金は1件で、前年度末と比較すると減少している。5年連続して新規発生がない状況である。未収金の管理、回収は着実に実行されている。 引き続き、新規発生の抑制に努力すること。</p> <p>2. 現金管理について 窓口現金の引継ぎについて、窓口担当者が複数で検算後、現金と領収書控えを総務係長へ引き継いでおり、適正に処理されている。 なお、金庫の管理については、一部に不備が見られるので是正すること。</p> <p>3. 給与事務関係について 定期昇給に置ける現給保証減額対象者で、発令が行われていないものがあったので、適正な記載をすること。</p> <p>4. 契約関係について 一者随意契約とする理由が不明確なものがあったので、施行伺を起案する際、一者随意契約とする理由を明確に記載すること。 契約書の作成について、履行遅延に対する違約金の規定がないものや、誤った率を規定しているものがあったので、適切な処理を行うこと。</p>	<p>1. 未収金について 引き続き適正に処理し、回収についても努力いたします。</p> <p>2. 現金管理について 金庫の管理については、鍵とダイヤルの別管理など、適正な管理に努めます。</p> <p>3. 給与事務関係について 今後このようなことがないよう適正な処理に努めます。</p> <p>4. 契約関係について 今後は、チェック体制を強化するとともに、財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>